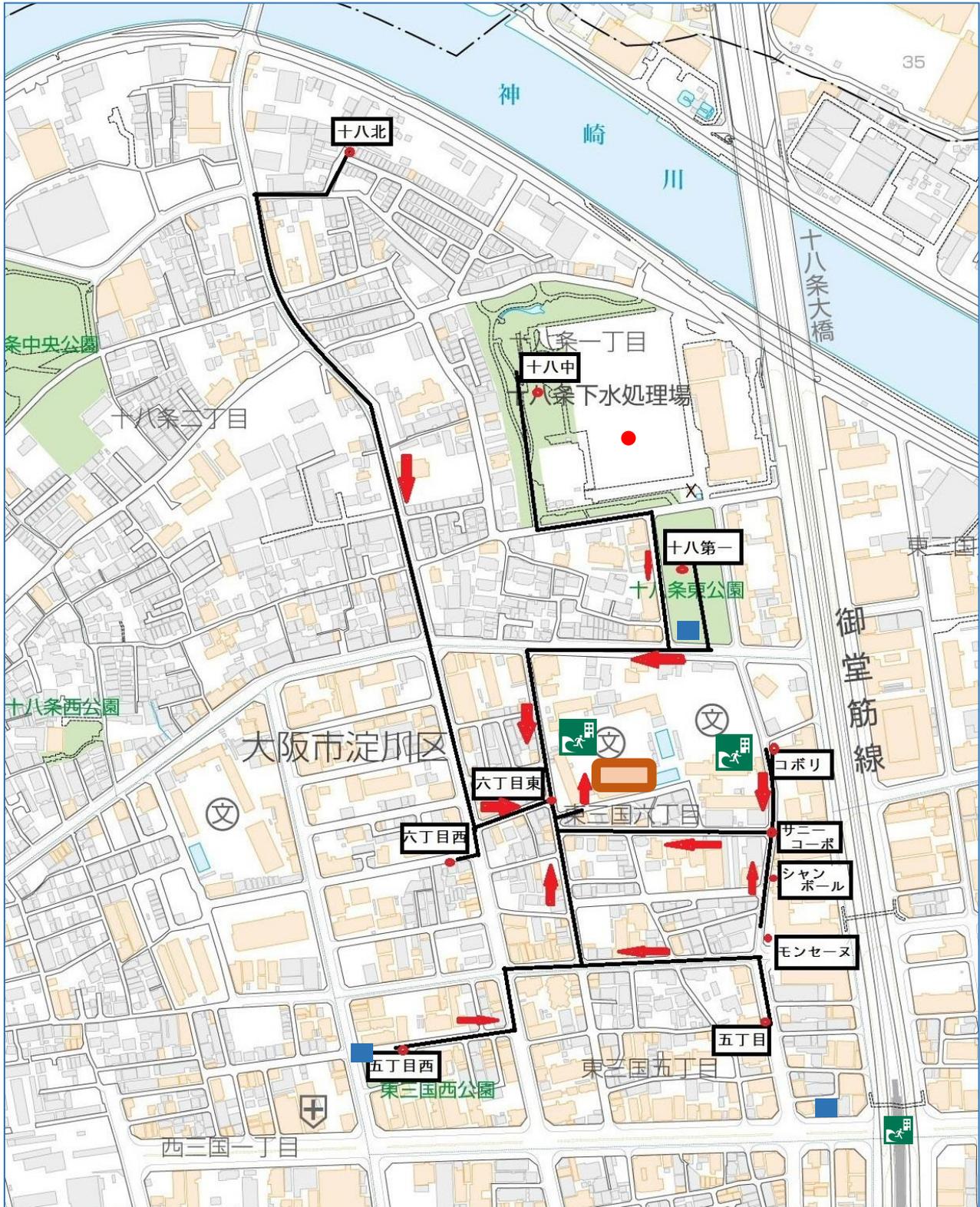


### 3 東三国地区 防災マップ



- 災害時避難所
- 一時避難所
- 津波避難ビル
- 公衆電話



災害時避難所



一時避難所



津波避難ビル

| 災害時避難所（宿泊・給食等の生活機能を提供できるところ） |           |            |
|------------------------------|-----------|------------|
| 1                            | 東三國小学校    | 東三国 6-3-24 |
| 2                            | 東三国中学校    | 東三国 6-3-68 |
| 一時避難場所（一時的に避難できるところ）         |           |            |
| 3                            | 十八条東公園    | 十八条 1-8    |
| 4                            | 東三国西公園    | 東三国 5-13   |
| 津波避難ビル                       |           |            |
| 5                            | 東三國小学校    | 東三国 6-3-24 |
| 6                            | 東三国中学校    | 東三国 6-3-68 |
| 7                            | 市営地下鉄東三国駅 | 東三国 1-33-6 |

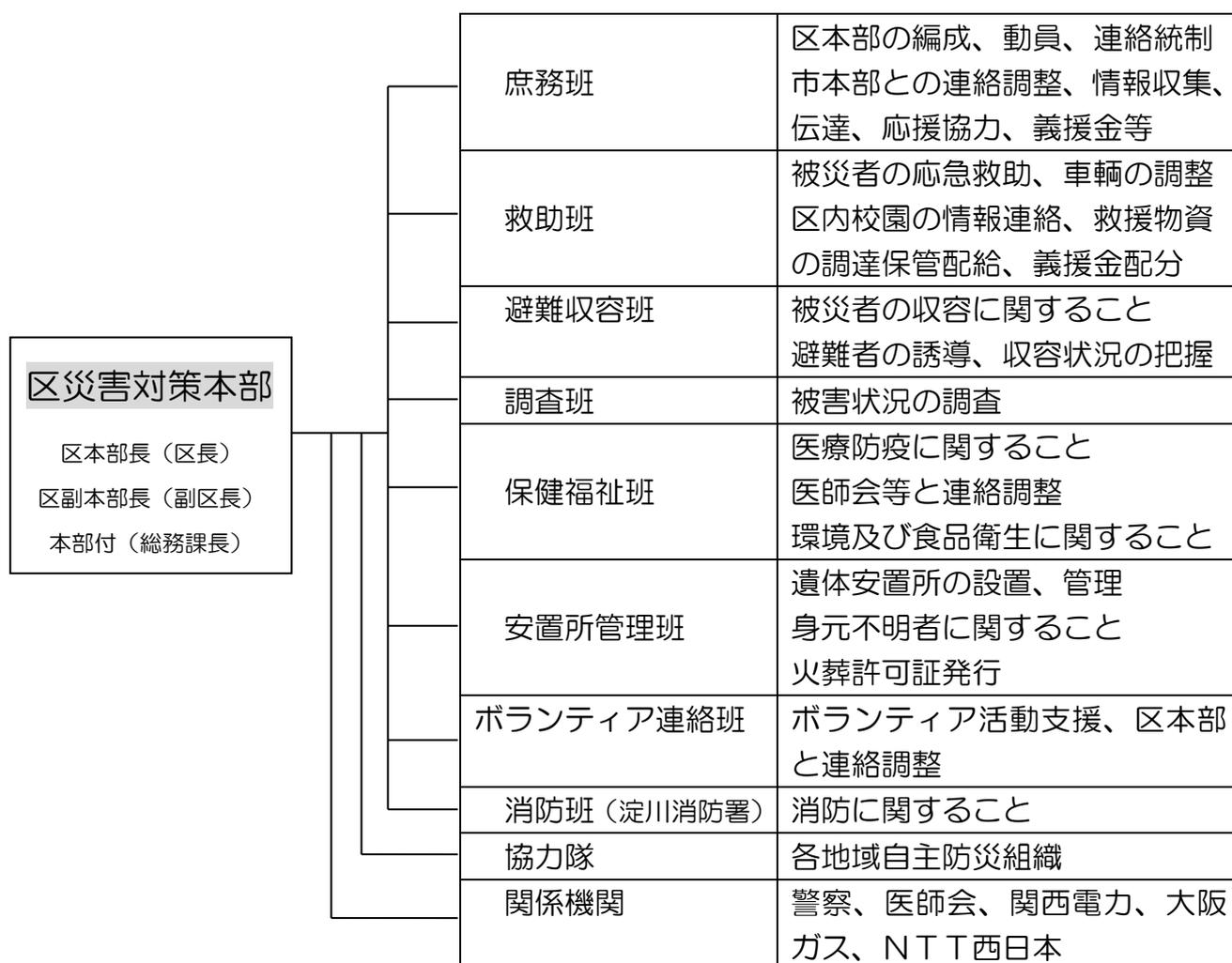
※ 災害時は正確な情報が収集できなかつたり輻輳したりします。

地震火災が発生したときは、津波の危険がある淀川河川公園の広域避難場所に避難しないで、災害時避難所・津波避難ビルに避難してください。

## 4 淀川区災害対策本部

地震発生時の市、区災害対策本部等の設置は次のとおりです。

- (1) 大阪市域において震度5弱以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策本部を設置する。
- (2) 大阪市域において震度4以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策緊急本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策緊急本部を設置する。
- (3) 地震による被害が発生するおそれがある場合において、大阪市災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき、または設置するまでの間、大阪市災害対策警戒本部を設置し、それに合わせて淀川区災害対策警戒本部を設置する。



## 5 東三国地区 自主防災組織について

災害時はもちろん、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。自主防災組織は「地域災害対策本部」「避難所運営委員会」「町会本部」の3つの組織により運営します。

| 東三国地区 災害対策本部 (地区の全体を総括) |                             |                                   |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 本部長                     | 連合振興会会長                     | 地区災害対策活動の総括・指揮                    |
| 副本部長                    | 連合振興会副会長                    | 本部長の補佐・代行                         |
| 総務隊                     | 連合振興会総務部長                   | 企画・庶務・各隊、部との連絡調整<br>区災害対策本部との連絡調整 |
| 防犯隊                     | 防犯会会長<br>防犯会副会長             | 地域不審者見回り（青パト巡回）・警備                |
| 消火隊                     | 防災リーダー隊長                    | 可搬式ポンプの一元管理<br>初期消火応援人員調整         |
| 救出隊<br>(救助)             | 連合振興会災害救助部長<br>連合振興会災害救助副部長 | 資器材の一元管理<br>下敷き救出の応援人員調整          |
| 先遣隊                     | 連合振興会会長<br>地活協施設開放委員長       | 小学校の鍵を保管しているすべての人                 |

| 東三国地区 災害時避難所 運営委員会 (避難所内の運営) |  |                                |
|------------------------------|--|--------------------------------|
| 委員長                          | 地域活動協議会会長                              | 避難所運営総括・指揮                     |
| 副委員長                         | 連合振興会会長                                | 委員長の補佐・代行                      |
| 管理部                          | 地域活動協議会副会長<br>地域活動協議会監事                | 居室配置・入居場所指定<br>誘導・施設管理         |
| 総務部                          | 地域活動協議会総務                              | 避難者受付・名簿管理・避難者入退管理・<br>情報収集、提供 |
| 食糧部                          | 女性会会長<br>防災リーダー（給食・給水班）<br>中学ジュニアリーダー  | 炊き出し・配給・食料管理                   |
| 救護部                          | 民生委員長<br>(副) ネットワーク委員長                 | けが人、病人の救護処置・要援護者の介護、<br>支援     |
| 衛生部                          | 連合振興会衛生部長<br>連合振興会衛生副部長<br>連合振興会社会福祉部長 | 避難所内の衛生管理<br>(トイレ・ゴミ・ペットコーナー)  |
| 物資部                          | 連合振興会会計監事<br>青少年指導員会会長<br>中学ジュニアリーダー   | 救援物資、調達物資の集約、管理・避難者<br>への配給等   |

| 〇〇町会 本部 (町会内の初期初動の行動) |  |                             |
|-----------------------|--|-----------------------------|
| 本部長                   |  | 町会の総括・指揮                    |
| 安否<br>確認班             |  | 町会、班で避難していない人がいる場合は、確認に向かう。 |
| 消火班                   |  | 初期で消せる範囲の火災の消火活動を協力し合い行う    |
| 救助班                   |  | 救助活動を協力し合い行う                |
| 避難<br>誘導班             |  | 安全な道で、災害時避難所まで誘導            |
| 情報班                   |  | 町会の被害状況を地域災害対策本部に報告         |

● 防災関係機関一覧

| 連絡先           | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 淀川区役所（災害対策本部） | 06-6308-9734 |
| 淀川消防署（火災・救急）  | 06-6308-0119 |
| 淀川警察署         | 06-6305-1234 |

## 6 東三国地区 災害時避難所・一時避難場所について

### (1) 災害時避難所

災害時避難所は、大きな災害によって住居等を失うなど、避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことをいいます。

|        |             |
|--------|-------------|
| 災害時避難所 | 大阪市立 東三国小学校 |
|--------|-------------|

### (2) 一時避難場所

大規模な災害が発生すると、広範囲で火災や負傷者が多くなり、道路の寸断等で通行困難になることが予想され、消防、警察等は、救助活動が間に合わない場合があります。

被害を軽減するためには、一時避難場所へ集合し、安否確認、初期消火、救出、救護、避難誘導等を地域の皆さんが、お互いに協力し合い被害を最小限に食い止めるために一時避難場所に集合します。

| 町 会       | 一 時 避 難 場 所         |
|-----------|---------------------|
| 十八条北      | 十八条北自治会集会所          |
| 十八条中      | 十八条東公園（北）           |
| 十八条1      | 十八条東公園（東）           |
| 東三国 6丁目東2 | コボリマンション東三国西側道路     |
| 東三国 6丁目東3 | サニーコーポ東三国西側道路       |
| 東三国 6丁目東4 | シャンボール東三国西側道路       |
| 東三国 6丁目東5 | モンセー又東三国南西角公園       |
| 東三国 6丁目東  | 東三国小学校正門前           |
| 東三国 6丁目西  | 朝日新聞販売店横            |
| 東三国 5丁目   | デュウエル東三国（佐々木クリニック前） |
| 東三国 5丁目西  | 東三国西公園              |